

## 農業水利施設物価高騰対策支援事業実施要領

令和4年12月21日 農整第2036号

(趣旨)

第1条 この実施要領は、燃料価格高騰により電力料金が高騰し、農業経営を圧迫していることから土地改良区等(土地改良区及び複数の農業者が利用する農業水利施設を管理している農業者が構成員となる団体をいう。以下「土地改良区等」という。)に対し、農業水利施設の管理に要する電力料金の一部を助成し農業者の負担軽減を管理しを目的とした事業の実施に関して、農業水利施設物価高騰対策支援事業助成金交付要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成事業の対象者)

第2条 助成事業対象者は農業水利施設を管理している土地改良区等とする。

(助成事業の対象施設)

第3条 助成事業の対象施設は次に掲げるものとする。

- ①国営または県営土地改良事業で造成した農業水利施設
- ②国または県から補助を受けて造成した農業水利施設

(助成事業の対象助成経費)

第4条 助成事業の対象助成経費は令和3年に対する燃料単価上昇額に令和4年度使用電力量を乗じた金額とする。ただし、使用電力量については、天候などの物価高騰以外の要因は助成対象外とするため、令和4年度実績電力使用量の90%の使用量とする。また、本助成金は土地改良区等の実負担経費が対象となるため、市町等から電力量高騰対策として市町等から助成金・補助金等を受けている場合は、本助成金、市町助成金・補助金の合計が物価高騰電力料実負担を超えない金額を助成する。

(助成事業の対象期間)

第5条 助成事業の対象期間は令和4年4月から令和4年10月分の電力料金とする。

(助成)

第6条 県は、予算の範囲内において本事業の実施に必要な経費について農業水利施設物価高騰対策支援事業助成金交付要綱に基づき助成するものとする。

附則

この実施要領は令和4年度助成金から適用する。